



◀保険証のご提示でお得なサービスが受けられます

S/A/I/T/A/M/A / News

職場内で掲示・回覧をお願いします



重要 被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者を対象に、**被扶養者資格を満たしているか**の再確認を毎年度実施しております。今年度より被扶養者の課税収入が収入要件である130万円（60歳以上は180万円）を超過していることをあらかじめ確認のうえ、リストへ記載します。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけでなく、加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

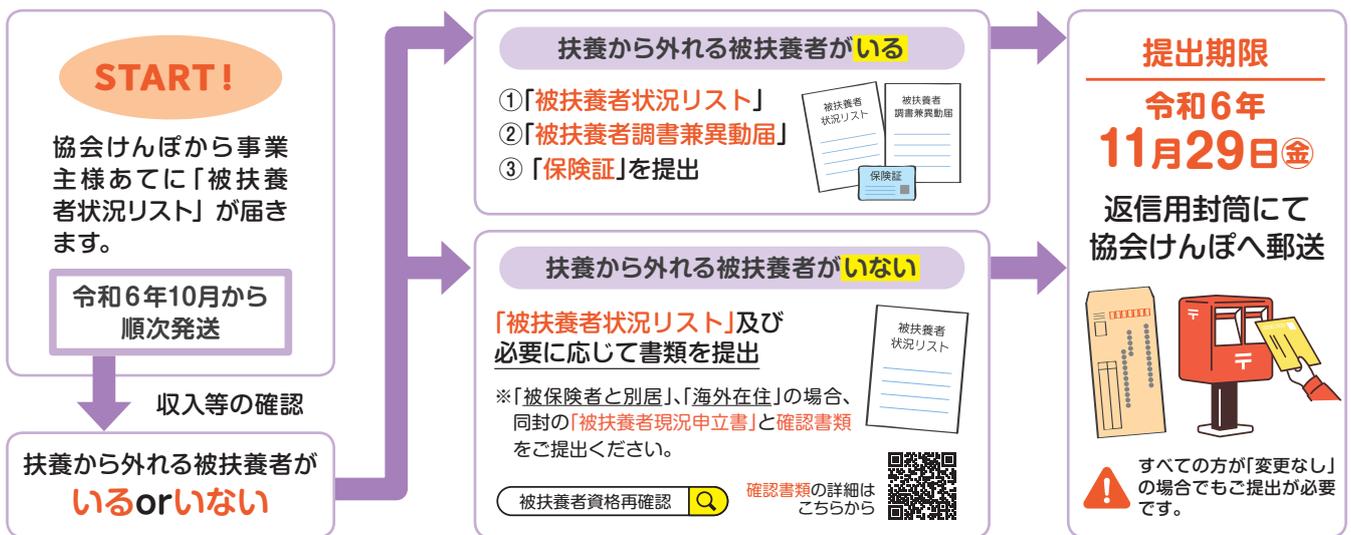
確認対象者

令和6年4月1日において**18歳以上**の被扶養者

※令和6年4月1日以降に認定された方は対象外です。



被扶養者資格再確認の流れ



35歳以上の被保険者(ご本人)様へ 生活習慣病予防健診をご利用ください!

健診の種類	対象者	自己負担額	検査項目
一般健診	35~74歳	最高 5,282円	・問診 ・診察等 ・身体計測 ・血圧測定 ・尿検査 ・便潜血反応検査 ・血液検査 ・心電図検査 ・胃部レントゲン検査 ・胸部レントゲン検査
付加健診	下記の対象年齢該当者	最高 2,689円	・尿沈渣顕微鏡検査 ・血液学的検査 ・生化学的検査 ・眼底検査 ・肺機能検査 ・腹部超音波検査

令和6年4月より 付加健診の対象年齢が拡大されました!
対象: 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳

健診実施機関一覧はこちら▶

協会けんぽ埼玉 健診実施機関一覧



第三者の行為によるケガで健康保険を使う場合は届出を!

業務上や通勤災害以外の第三者の行為によるケガの場合で、健康保険を使って治療を受けたい場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

(例) 交通事故によるケガ

- 車両同士の事故
- 自転車同士の事故
- 車両に同乗中に負傷した場合
- 歩行者と車両（自転車含む）の事故



等

(例) その他のケガ

- 殴打等で負傷させられた場合
- 他人の飼い犬や飼い猫に咬まれたとき
- スキー、スノボ等での衝突事故



等

健康保険を使用したい場合、協会けんぽへ

「第三者行為による傷病届」のご提出が必要です。

第三者行為による傷病届



本来は加害者側が支払うべき治療費等を協会けんぽが一旦立て替えることになるため、後日、過失割合に応じて協会けんぽが負担した医療費を加害者側に請求いたします。

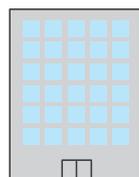
医療機関の窓口でケガの原因をお伝えいただくとともに、協会けんぽへは「第三者行為による傷病届」を必ずご提出ください。



被害者
(加入者)

①「第三者行為による傷病届」の提出

②費用の立て替え



協会けんぽ

③立て替えた費用を請求

④費用の支払い



加害者
(または損害保険会社)

業務上、通勤途中のケガなど、労災に該当する場合は、健康保険の使用はできません。

管轄の労働基準監督署へご相談ください。

※協会けんぽでは労災該当、非該当の回答は行っておりません。

保険証の新規発行は 令和6年12月2日(月)に廃止 // 今から使おう! マイナ保険証

1 マイナンバーカードをカードリーダーに入れ本人確認を行う



× カバーあり ○ カバーなし

※カバーがついている場合は外してください



暗証番号
(4ケタ)

顔認証

2 同意事項の確認&選択



- ・過去の診療内容
- ・お薬情報の提供
- ・過去の健診情報の提供
- ・高額療養費制度の利用

お問い合わせ先

「マイナ保険証」、「オンライン資格確認」、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」について

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
TEL 0570-015-369

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的な内容については、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)へお問い合わせください。

全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター(JACK大宮)16階
電話 **048-658-5919**(代表)

毎月発行・無料

メールマガジン
「彩メール」

健康保険や健康づくりに関する
タイムリーな情報をお届け

ご登録はこちらから↓

